

## 地域安全まちづくり推進計画（第6期）の策定にあたって

## 1 趣旨

地域安全まちづくり推進計画(第5期)の計画期間が令和4年3月で終了することに伴い、第5期計画策定後の社会情勢の変化を盛り込んだ第6期推進計画(R4～R6)を、地域安全まちづくり審議会に諮問の上、策定する。

## 2 策定にあたっての留意点

- (1) 第5期推進計画の検証結果を踏まえること
- (2) 第5期計画策定後の社会情勢等の変化に対応すること
  - ・ コロナ禍と地域活動の変容
  - ・ インターネット利用の拡大とその弊害
- (3) 県民にとってわかりやすい目標、活動方向を示すこと

## 3 見直しの方向性

- (1) 地域安全まちづくり条例に準拠した推進計画の基本理念、施策展開の3本柱、4つの留意点など基本的な枠組みは、地域安全まちづくりの普遍的なものであるため継承する。

【参考】第5期計画の基本理念等（第1期から継承）

[基本理念] 人と人、人と地域のきずなを強め、地域社会の力を基本として安全に安心して暮らすことのできる元気な兵庫の実現をめざす。

[施策体系の3本柱] ①地域安全まちづくり活動の支援（条例7条）

②子ども、高齢者等の安全確保の支援（条例8条）

③防犯に配慮した施設の管理・整備の支援（条例9、10条）

[4つの留意点] ①地域の総合力の向上、②人づくり、③ネットワークづくり、④活動環境の整備

- (2) 第5期計画の検証結果を踏まえる

[課題例] ・まちづくり防犯グループ構成員の高齢化・少人数化

- ・まちづくり防犯グループの減少
- ・事業所の地域防犯活動への参加が少ない(防犯責任者の設置等)
- ・再犯者率の増加

- (3) 第5期計画策定後の社会情勢等の変化を踏まえ、施策の展開方向を取りまとめる。

- ① コロナ禍のなかでのまちづくり防犯グループ活動
- ② 電話やメール、SNS等見えない場所からの攻撃の増加

- ③ 上記を踏まえ、施策展開について、推進計画の8つの行動を組み替えて、「見えない場所からの攻撃への対応」を取組の柱として新たに掲げる方向で検討。

第5期推進計画	第6期推進計画（案）
<p style="text-align: center;"><b>8つの行動</b></p> <p>〈行動1〉<u>みんなで安全安心な地域をつくる</u></p> <p>〈行動2〉<u>地域の防犯力を向上する</u></p> <p>〈行動3〉子どもが安全に安心して暮らせる地域をつくる</p> <p>〈行動4〉女性が安全に安心して暮らせる地域をつくる</p> <p>〈行動5〉高齢者、障害者が安全安心に暮らせる地域をつくる</p> <p>〈行動6〉犯罪被害者等の支援を充実する</p> <p>〈行動7〉更生支援と再犯防止対策を推進する</p> <p>〈行動8〉安全で安心な住みやすい環境づくりを推進する</p>	<p style="text-align: center;"><b>8つの行動</b></p> <p>〈行動1〉みんなで安全安心な地域をつくる</p> <p>〈行動2〉<u>見えない場所からの攻撃から地域を守る</u></p> <p>〈行動3〉子どもが安全に安心して暮らせる地域をつくる</p> <p>〈行動4〉女性が安全に安心して暮らせる地域をつくる</p> <p>〈行動5〉高齢者、障害者が安全安心に暮らせる地域をつくる</p> <p>〈行動6〉犯罪被害者等の支援を充実する</p> <p>〈行動7〉更生支援と再犯防止対策を推進する</p> <p>〈行動8〉安全で安心な住みやすい環境づくりを推進する</p>

(3) 県民にとってわかりやすい目標、活動方向を示すこと

① 成果指標

ア) 客観的成果指標

第1期計画から活用している「刑法犯認知件数」を、引き続き成果指標とする。

加えて、県民運動の成果としてわかりやすい住民目線の成果指標として、第5期計画から設定した重点目標（特殊詐欺被害件数、子どもの声かけ事案等発生件数）を引き続き設定する。

イ) 主観的成果指標

県民にとってわかりやすい主観的指標として、県民意識調査において「住んでいる地域は治安がよく、安心して暮らせると思う人(体感治安)」の割合を活用する。

- ② 県が行う個別施策の目標である「活動指標」についても、必要に応じ項目、目標を見直す。